

## NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議設置要綱

### (設置)

第1条 協働に向けたNPO・ボランティア、企業、行政などの各主体の具体的な取り組みを進め、各主体が協働して共助社会づくりを推進するための仕組み等について提案し、協働を実践する上での課題解決策や先進的事例を広く発信していくことを目的として、「NPO・ボランティアと企業、行政との協働実践会議」（以下「実践会議」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 実践会議は、協働に向けた具体的な取組を促進するため、次の事項について審議を行う。

- 1 協働を実践するうえでの課題とその解決方法
- 2 協働への理解促進と具体化
- 3 ふくおか協働ひろばへの参加促進
- 4 その他協働に向けた具体的な取組を促進するために必要な事項

### (組織)

第3条 実践会議は、委員20名以内で構成する。

- 2 実践会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、実践会議を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (会議)

第5条 実践会議は、委員長が必要と認めるときに開催する。

- 2 実践会議は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 実践会議の庶務は、市町村・地域振興部地域振興総務課共助社会づくり推進室において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実践会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。